

源泉所得税

(6) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分			非 課 税 分		源泉分離(選択)課税適用分			合 計	
	人員	支払金額	源 泉 徴 収 税 額	人員	支払金額	人員	支払金額	源 泉 徴 収 税 額	支払金額	源 泉 徴 収 税 額
	人	千円	千円	人	千円	人	千円	千円	千円	千円
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等	1,214,832	57,547,906	10,630,203	1,023	977,463	3,826	1,186,088	415,131	59,711,457	11,045,334
公募・私募証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	57,547,906	10,630,203	-	977,463	-	1,186,088	415,131	59,711,457	11,045,334

調査対象等： 平成16年4月30日までに配当等の支払者から提出された「法定資料の合計表(配当等の支払調書)」、平成15年2月から平成16年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

- (注) 1 この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。
 2 「非課税分」は、所得税法第11条《公共法人等及び公益信託に係る非課税》に規定する非課税分である。
 3 「一般課税分」の「支払金額」には、個人のほか法人の受取分も含まれている。
 なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。